

■ 第4期障がい児福祉計画 成果目標に関する大阪府の基本的な考え方

参考 8

1. 重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

(1) 児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保【新規】、インクルージョン推進のための協議の場の設置【新規】

国の基本指針	第4期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに、各市町村において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保することを基本とする。 また、令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度末までに、各市町村または圏域において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保することを基本とする。</u> また、<u>令和11年度末までに、インクルージョン推進のための協議の場について、大阪府及び各市町村において設置することを基本とする。</u>なお、市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。
<考え方> 重層的な地域支援体制の構築をめざすため、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保する。 ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ② 地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 ④ 地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能	

2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

(1) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保や新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制構築の推進

国の基本指針	第4期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 難聴児の早期発見・早期支援を総合的に推進するための計画については、引き続き、第6次大阪府障がい者計画（仮称）に位置づける（目標としては設定しない）。 国の基本指針の趣旨を踏まえ、「<u>大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例評価部会</u>」及び「<u>新生児聴覚検査推進体制検討会</u>」において、保健医療・福祉・教育等の難聴児支援関係機関が連携し、<u>新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の推進</u>を図る。 また、<u>大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、難聴児に係る切れ目ない支援体制の整備</u>を進める。
<考え方> 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障がい児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。	

3. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

(1) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	第4期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること</u>を基本とする。 なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す参考値を目安として設定すること。 重症心身障がい児の通所支援サービス確保にあたり、管内での確保が困難であり近隣地域の事業所を利用せざるを得ない場合は、事前に受入調整を行う等、確保に向けた取組を実施すること。 また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した障がい児通所支援事業所等の確保であっても差し支えない。
<考え方> 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、各市町村に1カ所以上確保することを基本とするが、圏域での確保であっても差し支えない。また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、地域の実情により、重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した障がい児通所支援事業所等の確保であっても差し支えない。	

4. 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

(1) 医療的ケア児等支援に関する協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置

国の基本指針	第4期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度末までに、各都道府県において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。 また、令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和11年度末までに、大阪府において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための<u>協議の場に大阪府医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること</u>を基本とする。 また、令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための<u>協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを地域の実情に応じて配置すること</u>を基本とする。 なお、設置済みの市町村においては、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を推進するため、協議の場を活性化すること。
＜考え方＞ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するが、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。	

5. 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

(1) 障がい児入所施設からの移行調整の協議の場の設置

国の基本指針	第4期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、当該児童が15歳に到達した時、遅滞なく、市町村、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行調整を協議する「協議の場」を設け、円滑な移行調整を進める。 また、<u>指定都市及び児童相談所設置の中核市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるように目標を設定すること。</u>
<考え方> 障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置する。	

6. 障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

(1) 障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保【新規】

国の基本指針	第4期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、<u>障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保すること</u>を基本とする。
<考え方> 障がい児相談支援については、障がい者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障がい児及びその家族を支援することが必要である。	

7. 強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制の整備

(1) 強度行動障がいをする児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備【新規】

国の基本指針	第4期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障がいの状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和11年度末までに、<u>強度行動障がいの状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること</u>を基本とする。 また、指定都市は必要に応じて目標を設定すること。
＜考え方＞ 強度行動障がいの状態にある児の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要である。	